

大阪高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 差押財産公売処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(大阪国税局長)

令和4年9月16日棄却・確定

(第一審・大阪地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年11月11日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分(順号2021-27))

## 判 決

控訴人	A
被控訴人	国
同代表者法務大臣	葉梨 康弘
処分行政庁	大阪国税局長 後藤 健二
同指定代理人	金友 有理子
同	美馬本 進
同	石田 隆邦
同	青木 将典
同	小松 啓訓
同	永濱 雅幸
同	六辻 大士

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件を大阪地方裁判所に差し戻す。

### 第2 事案の概要

以下で使用する略称は、特に断らない限り、原判決の例による。

- 1 本件は、本件土地の共有者である控訴人が被控訴人に対し、本件各処分(本件公売公告、本件最高価申込者決定及び本件売却決定)の取消しを求める事案である。

原審において控訴人は、本件土地の共有者であるXを選定当事者とする選定者であったが、原審が、選定当事者であるXを原告とする本件公売公告、本件最高価申込者決定及び本件売却決定の各取消しを求める訴えについて、前二者の訴えはいずれも訴えの利益がなく、最後の訴えは審査請求の前置を欠くことから、いずれも不適法な訴えであると判断して、いずれも却下する判決をしたことから、控訴人は、これを不服として、選定を取り消した上で控訴した。

なお、控訴状の「第4 選定当事者」欄には、「3 本件控訴審において、選定者はA、Xは選定当事者Aになる事を意思表示し承諾した。」との記載があるが、控訴人作成の控訴状に記載された同記載部分がXの意思に基づき作成された書面と認めることはできないから、これによってXが選定当事者の選定をしたとは認められず、またXは、X自身の控訴期間経過後に、控訴人と連名で作成した控訴人を選定当事者とする届出書を当裁判所に対して提出しているが、Xとの関係では、控訴期間の経過により原判決は確定しているから、上記届出書提出による選定は効力を生じず、したがって、当審は、控訴人による本件控訴のみを対象として判断する。

## 2 関係法令の定め

関係法令の定めは、原判決別紙3「関係法令の定め」のとおりである。

## 3 前提事実

次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」2（原判決2頁22行目から8頁16行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁25行目の「原告（選定当事者）と選定者A（以下「A」という。）は、」を「X（以下「原告」という。）と控訴人（以下「A」ともいう。）は、」に改める。
- (2) 原判決5頁末行の「という。」を「といい、このうち控訴人のした審査請求を「本件審査請求1」という。」に改める。
- (3) 原判決6頁2行目の「という。」を「といい、このうち控訴人の提出した審査請求書を「本件審査請求書1」という。」に改める。
- (4) 原判決7頁6行目の「という。」を「といい、このうち控訴人に対する裁決を「本件裁決1」という。」に改める。
- (5) 原判決7頁19行目の「乙6」の後に「、8の1・2」を加える。
- (6) 原判決7頁22行目から同頁23行目にかけての「という。」を「といい、このうち控訴人のした審査請求を「本件審査請求2」という。」に改める。
- (7) 原判決8頁11行目の「という」を「といい、このうち控訴人に対する裁決を「本件裁決2」という。」に改める。

## 4 争点及び当事者の主張

「(原告の主張)」とあるのを「(控訴人の主張)」にそれぞれ改め、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」3及び4（原判決8頁17行目から13頁5行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決9頁25行目の「原告及びA」を「控訴人」に改める。
- (2) 原判決10頁6行目の「原告及びAが本件各審査請求1において」を「控訴人が本件審査請求1において」に改める。
- (3) 原判決10頁9行目の「本件各裁決1」を「本件裁決1」に改める。
- (4) 原判決10頁12行目の「原告及びAは、本件各審査請求2においても」を「控訴人は、本件審査請求2においても」に改める。
- (5) 原判決10頁14行目の「本件各審査請求2」を「本件審査請求2」に改める。
- (6) 原判決11頁22行目及び12頁3行目の「原告」をいずれも「控訴人」に改める。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の本件訴えはいずれも不適法なものであって却下を免れないと判断する。

その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」1ないし4（原判決13頁7行目から16頁23行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決13頁25行目、14頁17行目及び同頁20行目の「原告」をいずれも「控訴人」に改める。
- (2) 原判決15頁19行目の「原告及びAに関し」を「控訴人に関し」に改める。
- (3) 原判決16頁2行目の冒頭から同頁12行目の末尾までを以下のとおり改める。

「本件各審査請求1は、本件各審査請求書1の記載に照らし、予定されていた本件土地の売却決定を審査対象に含むものと認められるが、本件各審査1がされた時点（令和2年10月29日）において、同決定はまだされていなかったことから、取消しの対象となる処分が存在しないことを理由に同部分については不適法であるとして却下されている。したがって、本件各審査請求1によって、本件売却決定について適法な審査請求が前置されたものとはいえない。

また、本件各審査請求2は、本件各審査請求2の記載に照らし、本件変更公告についてされたものであることが明らかであるから、これにより控訴人が、本件売却決定について審査請求したということはできない。したがって、本件各審査請求2によって、本件売却決定について適法な審査請求が前置されたものとはいえない。」

- 2 以上によると、控訴人の本件訴えはいずれも不適法であるからこれらをすべて却下した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 森崎 英二

裁判官 植田 智彦

裁判官 渡部 佳寿子